

みんなの 介護保険



令和元年度の決算についてお知らせします。

■地域のデータ(令和2年8月31日現在)

総人口

126,658人

世帯数

52,579戸

65歳以上人口

33,951人

高齢化率

26.81%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.33
2020.10

介護保険の手続きについて

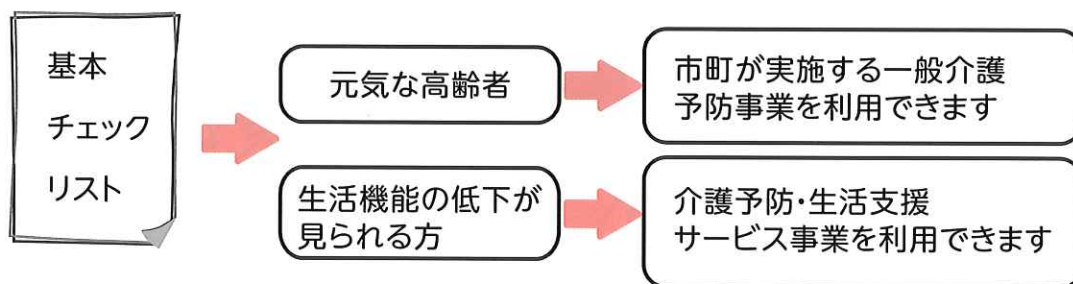
介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請または基本チェックリストの実施が必要です。

介護や支援が必要になったら、まず地域包括支援センターや市町の窓口にご相談しましょう。
相談の内容によって、

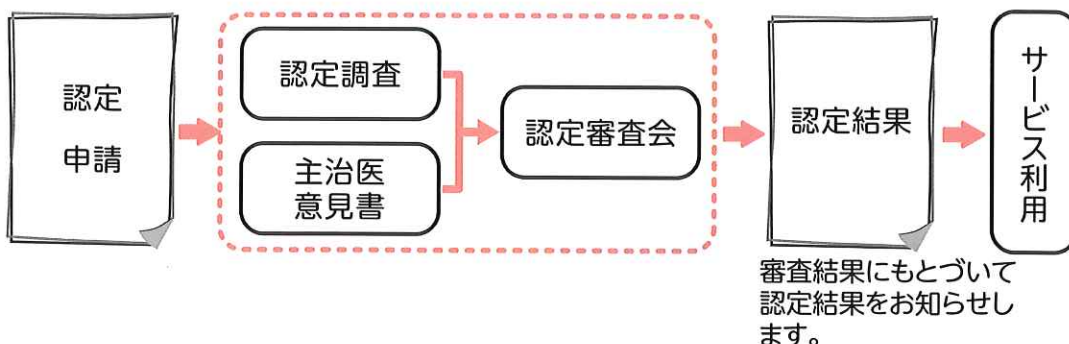
- ・ 総合事業を利用したい人は、基本チェックリストを行います。→ ①へ
- ・ 介護保険を利用したい人は、要介護(要支援)認定申請をします。→ ②へ

サービスを利用するまでの流れ

① 心身や日常生活の状態など25項目のチェックを行い、生活機能を調べます。



② 申請後、認定調査と主治医意見書の内容を認定審査会で審査し、要介護度を判定します。



- | | |
|--------|--|
| 要介護1～5 | 介護保険の介護サービスを利用できます |
| 要支援1・2 | 介護保険の介護予防サービスと
介護予防・生活支援サービスを利用できます |

問い合わせ：介護保険課 認定係 TEL 0942-81-3315

認定調査

認定調査員が訪問し、本人の心身の状況を調査します。

- 申請して、後日調査実施日の調整をして訪問します。調査にかかる時間は、1時間程度です。日頃の状況を把握できる場所で行います。
- 全国一律の調査票により、74項目の基本調査、概況調査を行います。
- 調査には、本人だけでなく、本人の日頃の様子ができる方も立ち会ってください。

主治医意見書

**介護の判定には、主治医の意見書が必要です。
申請書に書かれた主治医に意見書作成を依頼します。**

- 主治医とは、介護が必要な状態となった原因の病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師をさします。
- 申請時に『予診票』を渡しますので、受診するときに主治医（医療機関）に提出してください。意見書作成依頼は、介護保険課から郵送で行います。
- 長期間受診をしていないと、医師は意見書を書くことができません。申請の際には必ず受診してください。



認定結果の有効期間と更新手続き

認定の効力発生日は認定申請日になります。※1

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月、更新の場合は原則12か月です。※2

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

※1 更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日

※2 介護認定審査会の意見に基づき、認定の有効期限を新規・変更は12か月まで、更新は36か月までに延長する場合があります。

転入時の認定

- 他市町村で認定を受けている被保険者が転入した時は、転入日から14日以内に転出時に交付された受給資格証明書を添えて認定を申請すると認定審査会での審査・判定を経ることなく証明書の内容に即して認定ができます。
- 申請後、引き継がれた要介護・要支援状態区分等を記載した被保険者証を交付します。認定有効期間は、転入日から原則6か月ですが、有効期間の短縮・延長を行う場合があります。

問い合わせ：介護保険課 認定係 TEL 0942-81-3315

介護保険料について

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になれますと、下記のように変わります。

被保険者証

介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送されます（誕生月の上旬に郵送）。介護サービスが必要となられた場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

それまでは加入医療保険料と合わせて納められていた介護保険料を、65歳の誕生月分からは直接本組合に納めていただくこととなります（加入医療保険と二重納付にはなりません）。誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。



よくあるお問い合わせ

Q

介護保険料の金額はどうやって決まるの？

A

回答：被保険者本人の前年中の合計所得や年金収入額、本人又は同世帯員の住民税の課税状況に応じて年度額の介護保険料が決まります。

Q

65歳になったばかりで現在働いているけれども、会社の方からも介護保険料を引かれている。二重に納付することになるのでは？

A

回答：「65歳誕生日の前日が属する月」を境に資格変更（2号→1号）となり、月単位での計算となりますので二重に納付することにはなりません。

Q

介護保険料は年金から引かれると聞いたけど、なぜ私は納付書払いなの？

A

回答：65歳到達時又は本組合（市町）へ転入された時から年金機構との確認が始まるため、年金天引き開始までに半年～1年を必要とします。原則は特別徴収（年金から天引き）ですが、上記確認の間中は、全ての方が普通徴収（窓口納付や口座振替）で納付することになります。

介護保険料の納付は**便利な口座振替**をご利用ください！

便利 納付のたびに金融機関などへ出かける手間がはぶけます！

安心 うっかり納め忘れることがなくあんしんです！

簡単 手続きは簡単です！

平日忙しい方におすすめです！



※ 納付方法が「普通徴収」（納付書払い）の部分に限ります。
「特別徴収」（年金天引き）の方は年金天引きが優先されます。

介護保険料納付証明書について

お支払いいただいた介護保険料は確定申告における社会保険料控除の対象となります。本組合では、令和2年中（令和2年1月～12月まで）の間に、普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納付された方に、納付された普通徴収分の保険料金額を表示した『介護保険料納付証明書』をお送りします。発送は令和3年1月中旬を予定しております。

特別徴収（年金天引き）の方につきましては、年金保険者から届くハガキ『公的年金等の源泉徴収票』に、年金天引き分の保険料金額が記載されていますので、そちらをご利用ください。

※特別徴収の方で、事前に『介護保険料納付証明書』が必要な方につきましては、本組合介護保険料係またはお住まいの市町の介護保険担当窓口に申請をして、お受け取り下さい。

令和2年中の納付方法	証明内容等
普通徴収（納付書または口座振替）のみの方	本組合から送付する『介護保険料納付証明書』をご利用ください。
特別徴収（年金から天引き）のみの方	年金保険者（日本年金機構など）から送付されます『公的年金等の源泉徴収票』をご利用ください。
普通徴収と特別徴収の両方で納められた方	『介護保険料納付証明書』+『公的年金等の源泉徴収票』を併用してご利用ください。

問い合わせ：総務課 介護保険料係 TEL 0942-85-3637

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料の納期限を過ぎても未納がある場合、未納期間に応じて、下記のような制限が生じます。

今一度お手元の領収書や書類等で納付状況の確認をお願いします。

介護認定申請をする時点で

1年以上の滞納があると…

介護サービス費用が一旦全額払いになります。

介護サービスを利用の際、利用者負担費用の全額(10割)を利用者がいったん自己負担し、申請により後から保険給付が払い戻されます。



1年6ヶ月以上の滞納があると…

介護サービス費用の払い戻しが差し止めになります。

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。なお滞納が続くと保険給付から滞納していた保険料を控除されることもあります。

2年以上滞納(時効消滅分)があると…

介護サービス負担割合が3割(または4割)に引き上げられます(不可避)。

滞納期間に応じて、サービス利用時の利用者負担が3割(または4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。

【通常】介護サービスを利用される際は、基本 1割負担
(※一定以上の所得がある方は 2割または3割負担)

※ご家族の中に高齢者がいらっしゃるご家庭へお願い

65歳以上の方で、ご家族に心配をかけまいと未納の分を溜め込んでしまうケースがみられます。

将来介護が必要となられた場合、ご家族様にとっても、介護サービス利用時の **給付制限** は大きな負担となります。

ご家族内に65歳以上の方がいらっしゃいましたら、本人様宛の郵便物や介護保険料の納付状況を気に掛けていただけたら幸いです。

納付状況の確認、納付についての相談は、介護保険料係までご連絡ください。





新型コロナウイルス感染症や大雨等災害の影響により
介護保険料の支払いが厳しい方へ

介護保険料の**減 免 制 度**のご案内です

下記の要件に該当する方は、申請により介護保険料の減免が受けられる場合があります。



新型コロナウイルス感染症の影響による減免

<減免の対象となる方>

- 1.新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計を主に維持している方が死亡、または重篤な傷病を負った方
- 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主に維持している方の収入が著しく減少した方

[2.の該当要件(両方該当する場合のみ対象)]

- ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが令和元年中に比べて3割以上の減少(※1)が見込まれること
- ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること(※2)

※1.保険金や損害賠償等で補填される金額は減少には含めません

※2.収入が減少した場合でも世帯の生計を主に維持している方の令和元年中の合計所得が0円の場合は対象外となります



大雨等災害による減免

<減免の対象となる方>

- 1.災害により住宅や家財などに損害を受けた方

[該当要件(両方該当する場合のみ対象)]

- ・災害による住宅等の損害(保険金等により補填されるべき金額を除く)が住宅等の価値価格と比較して3割以上(※3)であること
- ・前年中の世帯の合計所得金額の合計額が1,000万円以下であること。

※3.大雨災害の場合、床上浸水以上の損害からが対象となります。

ご事情に応じて必要書類が変わりますので、まずはお電話にてご相談ください。

問い合わせ:総務課 介護保険料係 TEL0942-85-3637

鳥栖地区広域市町村圏組合 サポーター事業についてのご案内

サポーター事業(介護支援ボランティアポイント制度)について

サポーター事業は、「サポーター」として登録された方が、市町により認定を受けた機関において、介護支援ボランティア活動を行う事業です。

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域（鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町）においては、平成30年4月から開始しました。

（「サポーター」＝「サポート」をする人という意味の造語）

参加対象者について

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域（鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町）に住民票がある40歳以上の方で、要支援・要介護認定のいずれも受けていない方です。

サポーター活動への参加方法について

「サポーター登録申請書」を、佐賀県長寿社会振興財団にご提出（郵送又は持参）ください。（「サポーター登録申請書」は、鳥栖地区広域市町村圏組合や鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町の高齢者福祉担当課の窓口等で取得可能です）

活動内容・活動場所について

- ・サポーターの活動場所は、鳥栖地区広域市町村圏組合が受入機関として認定した、介護サービス事業所等または地域の介護予防教室、高齢者ふれあいサロン等
- ・サポーター活動の対象となる活動内容は次の通りです。
 1. レクリエーション等の指導、参加支援
 2. お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助
 3. 散歩、外出及び館内移動の補助
 4. 施設の催事に関する手伝い（模擬店、会場設営、演芸披露等）
 5. 話し相手・傾聴
 6. 施設の職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（清掃、草刈の補助等）
 7. 高齢者ふれあいサロン、食生活改善事業等の活動
 8. 介護予防体操、レクリエーション等の指導及び介護予防教室等の開催・参加支援
 9. その他、鳥栖地区広域市町村圏組合が認める活動



※ この事業の詳細は、市町の高齢者福祉担当課の窓口等でお配りしておりますチラシまたは佐賀県長寿社会振興財団のホームページ掲載情報をご確認いただくか、佐賀県長寿社会振興財団（0952-31-4165）へお電話でお尋ねください。

※ 鳥栖地区広域市町村圏組合（事業主体）は、「サポーター事業」の管理機関として、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団に、本事業の運営等に関する業務を委託しています。

問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111
佐賀県長寿社会振興財団 TEL 0952-31-4165

相談無料!!

ものわすれ・よかよか相談室 のご案内



高齢者や65歳未満の人の
「認知症やものわすれについて知りたい・相談したい」
「不安な気持ちを聞いてほしい…」



「ものわすれ・よかよか相談室」はものわすれや認知症について不安に
思っているご家族や支援者などの悩みや問題を解決するためのお手伝
いをする相談窓口です。

※ 認知症の方やご家族を支援する専門的な資格(看護師・認知症ケア
上級専門士等)を持ち「家族の会」の会員である行政職員が対応して
おり、個人情報を守られます。

まずは、お気軽にお電話ください!

ものわすれ・よかよか相談室

電話番号：**0942-81-3111** (相談員：神崎 かんざき)

☆相談室への来所が難しい方のご相談にも応じております☆

日時：毎月第1・第3火曜日 13時30分～16時30分
(令和2年5月5日、11月3日はお休みです)

場所：鳥栖地区広域市町村圏組合(鳥栖消防署の南側)
(〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494番地1)

認知症の人は「何もわからない人」ではありません。

自分の中で「何か変だ」と感じ、不安やイライラした気
持ちは強くなっています。認知症は一般的に高齢者に多
い病気ですが、65歳未満で発症した場合「若年性認知症」
とされ全国に3万5,000人以上いると言われています。地
域には、ひとり暮らしやふたり暮らしの高齢者が増えてい
ます。「あれ!今までとは違う?」とはじめに感じるのは家族
や地域の人です。

まずは、気軽にお話ししてみませんか?



詳しいガイドブックあります。
下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ:介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111

高額介護サービス費等支払資金貸付制度について

1 資金貸付の概要

高額介護(予防)サービス費の支給対象者で介護(予防)サービス費の支払が困難な方に、高額介護(予防)サービス費の支給を受けるまでの間、資金を貸付ける制度です。

2 資金貸付の対象者

- ①介護保険の資格を有していること。
- ②高額介護サービス費等の支給を受ける見込みがあること。
- ③介護保険料を滞納していないこと。
- ④保険給付差止(法第68条第1項)の記載がなされていないこと。

3 資金貸付の条件

- ①貸付の利息…無利子
- ②貸付期間…高額介護サービス費等の支給を受ける日まで

4 資金貸付の対象者が利用するサービスの対象

指定居宅サービス、介護保険施設

5 資金貸付の額

資金の貸付金額は、高額介護サービス費等推計額の10分の9以内の範囲で貸付可能。(※その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

6 資金貸付の流れ

- ①利用者負担分を全額、介護事業所へ支払った後、貸付の対象となるか介護保険課給付係に確認します。
↓
- ②貸付の対象者となれば、領収証と一緒に指定の申請書及び借用証書等を介護保険課へ提出します。(※サービス利用月ごとに申請が必要)
↓
- ③資金貸付決定通知書を申請者宛に送付します。
↓
- ④本人口座へ振込みます。(10日・21日・25日が指定日)
↓
- ⑤サービス対象月から起算し、約3ヵ月後に高額介護サービス費の支給額から、貸し付けした金額を基金へ戻し、残りの金額を本人の口座へ振込みます。



問い合わせ：介護保険課 給付係 TEL 0942-81-3315

令和元年度介護保険特別会計決算報告について

本組合の令和元年度介護保険特別会計の歳入歳出の決算額は下記のとおりです。

歳 入 99 億 5,710 万円

歳 出 95 億 7,224 万円

差引額 3 億 8,486 万円

歳入状況

単位:千円

項目	元年度決算額	30年度決算額	比較	伸率
1 保険料	2,332,858	2,325,563	7,295	0.3%
2 分担金及び負担金	1,404,528	1,360,832	43,696	3.2%
3 国・県支出金	3,352,099	3,275,741	76,358	2.3%
4 支払基金交付金※1	2,410,862	2,353,797	57,065	2.4%
5 繰入金※2	65,363	28,610	36,753	128.5%
6 その他	391,397	155,213	236,184	152.1%
歳入合計	9,957,107	9,499,756	457,351	4.8%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第7期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れたものと、低所得者の保険料を軽減するために国、県及び構成市町から繰り入れたものです。

歳出状況

単位:千円

項目		元年度決算額	30年度決算額	比較	伸率
1 総務費		172,858	160,913	11,945	7.4%
2 保険給付費		8,373,219	8,170,771	202,448	2.5%
内 訳	介護サービス等諸費(要介護者への給付)	7,698,123	7,546,114	152,009	2.0%
	介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	292,492	275,525	16,967	6.2%
	その他のサービス費	382,604	349,132	33,472	9.6%
3 地域支援事業費 ※3		635,526	625,860	9,666	1.5%
内 訳	介護予防生活支援サービス事業費	294,272	306,921	△12,649	△4.1%
	包括的支援事業費	121,998	122,488	△490	△0.4%
	任意事業費 ※4	55,488	53,401	2,087	3.9%
	その他地域支援事業費	163,768	143,050	20,718	14.5%
4 その他		360,636	154,087	206,549	134.0%
5 予備費		0	0	0	0
歳出合計		9,572,239	9,111,631	460,608	5.1%

※3 市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営にかかる費用です。

※4 任意事業とは、市町の実態に応じて任意に行うことができるもので、事業としては高齢者の見守り事業、家族介護支援事業等を実施しています。

問い合わせ：総務課 総務係 TEL 0942-81-4825

情報公開及び個人情報保護制度運用状況の公表

鳥栖地区広域市町村圏組合では、開かれた組合の運営を実現するために情報公開条例を、また、圏域住民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

昨年度の両制度の運用状況は次のとおりです。

1 情報公開制度における請求件数等

令和元年度は、公文書の公開請求はありませんでした。

年度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
元年度	0	0	0	0	0	0

2 個人情報保護制度における請求件数等

令和元年度においては、3,790件の請求がありました。

年度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
元年度	3,790 (3,779)	3,790 (3,779)	0	0	0	0

()内はケアプラン作成のため請求された件数です。

■ 問い合わせ / 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係

TEL 0942-81-4825 FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること

総務課 収納対策室 介護保険料係

TEL 0942-85-3637 FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること

介護保険課 認定係

◎介護保険給付に関すること

介護保険課 給付係

TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること

介護保険課 地域支援係

TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316